今号では49項目のうち、条例要綱案は、条例に

条例に盛り込む内容を8章構成・全49項目に分けて定めています。

鷹市自治基本条例要綱案の概要

り組みを行うことを定めていもとづき、市は、率先して取

権宣言などの国際規約などに の取り組みについて、世界人 などの権利拡充や環境問題へ

女性

子ども、

主な規定について紹介します。

□企画経営室行政評価担当☎内線2150



自治基本条例制定に向けた これまでの取り組み

平成12年10月

を市民から提案される

基本構想・第3次基本計画の策定に向け、「みたか市民プラン21会議」か ら提言書が安田養次郎市長(当時)に提出され、その中で、自治基本条例 の制定が、参考試案も添付されて提案された。

平成13年11月

計画に掲げられる

「自治基本条例等の検討・制定」を主要事業とした第3次基本計画が確定する。

平成14年10月 づくり研究所第2分科会

国の地方分権推進委員会委員も務めた

西尾勝国際基督教大学教授を座長とし て、他の学識研究員2人、公募委員2

人を含む市民研究員8人の計11人で第2分科会がスタートする。

平成14年11月~平成15年10月 市民の傍聴のもと第2分科会 の検討が進められる

第2分科会は、2回目から事前に開催 日程を広報みたかや三鷹市ホームペー ジで公表し、広く市民への傍聴を呼び

かけた。学生や市外からの傍聴者も多数参加する。また、検討内容につい ても、毎回、議事録要旨を作成し、発言者名入りの議事録を三鷹市ホーム ページで公開。さらに、希望する市民が研究員の前で「私が望む自治基本 条例」について発表する機会も設けられる。分科会は、平成15年の10月までに12回開催し、しばしば議論は白熱した。

平成15年11月

西尾勝座長から清原市長へ、分科会報告書「三 鷹市自治基本条例について」が手渡される。報 告書では、三鷹市自治基本条例に定める内容に ついて、6章構成で約50項目について提案さ



平成16年**1**月

第2分科会報告書の内容を広く市民のみなさんに伝えるために、「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」を開催する。小雪がちらつく天候にもかかわらず約160人が参加。西尾勝座長の基調講演とともに、第2分科会が変かなった。 容が紹介され、参加者との活発な質疑も



平成16年7月

市は、第2分科会の提言や、フォーラムなどを通して寄せられた市民のご 意見などをふまえ、自治基本条例について広く検討を進めるための「三鷹 市自治基本条例要綱案」を公表する。

今後の予定

条例要綱案についていただいた各方面のご意見を検討・反映させ、「三鷹 市自治基本条例素案」を作成・公表します。この条例素案についても、広 報みたか・三鷹市ホームページでお知らせし、「まちづくり懇談会」を開 催するなどさらに市民参加を進めます。

||案の議会上程

条例素案にお寄せいただいたご意見をふまえて、議会に提案する三鷹市自 治基本条例案(議案)を確定します。今年度中に議会へ上程できるよう取 り組みを進めます。

鷹市自治基本条例の制定

あなたのご意見をお聞かせください

条例要綱案は、 市のホームページに全文を掲載し、また市政資 料室や各市政窓口でも配布しています。図書館、各コミュニティセンターでも閲覧できます。さらに、まちづくり研究所第2分科 会の報告書や「みたかの自治基本条例を考えるフォーラム」の講 演録も、各窓口で同様の取り扱いをしています。

ぜひ、条例要綱案に対するご意見、ご感想を、ファクス・Eメ ールなどでお寄せください。

三鷹市自治基本条例要綱案について「まちづくり懇談会」を開催します

7月29日(木)午後7時から、三鷹産業プラザ7階701会議室で。 (会場☎40-9669)

条例要綱案の説明を行い、ご意見・ご質問をお受けします。 ▶ 当日、直接会場へ。

~ 市民グループへ職員を派遣し、条例要綱案のご説明をします ~

5人以上の市民グループなどのご要望があれば、担当職員を派 条例要綱案の説明を行います。ご希望の日時などについ て、ご相談ください。

⇨企画経営室行政評価担当☎ 内線2150・2151四 48 1419 Eメール: kikaku@city.mitaka.tokyo.jp

方自治の本旨を実現するため き上げ、日本国憲法に掲げる地 【第1章総則】 協働とコミュニティに根ざした への寄与、基本的人権の尊重、 ここにこの条例を制定する。 に、三鷹市の最高規範として、 市民自治を確かなものとして築

則及び自治機構と自治運営の基 **所在を明らかにするとともに、** 託に基づく自治の内容と責任の 本的な仕組みを定め、市民の信 鷹市の自治の基本理念と基本原 (条例の目的) この条例は、三 を推進することを目的とす

あり、 **務等)** 市民は、市政の主権者で (市政における市民の権利、【第2章(市民と市民自治】 市民は、 市政に参加する権利を有

市政情報に関し、

知

調査活動等を行うこ

としています。本条例の趣旨を尊重すること及び運用に当たっても自治基 条例との整合性を図らなければこの条例の趣旨を尊重し、この から、国が定める法令の解釈 された「自治解釈権」の視点 のみならず、分権改革で拡充 ならない。 市が定める条例・規則

【第3章 議事機関】

えるため、事案の決定、市政の 事機関であり、市民の信託に応 けた議員によって構成される議 (議会の役割、責務等)議会は、 市民の直接選挙により信託を受

学識者等の参加と協力を得て、 (議会の立法活動、調査活動等) 立案の強化を図るため、市民: 監視及び評価を行う。 独自の政策提言と政策

いる人間の尊厳、自由、平等及市は、国際規約等で確認されて(市の率先行動の基本原則)【第5章 市政運営 し、率先して行動する。 めに、市の役割と責任を明確に び持続可能な発展を実現するた

ってはならない。

総合オンブズマンにその通報の 市は、上記の通報機関として、

> 市長等は、 (市民会議等の設置及び運営)

当該通報をしたことを理由に当 は条例の規定に反しない限り、

該職員に不利益となる措置を行

委員の公募を行うとともに、 設置目的等に応じて 市民会議等を設置す 年齢構成及び

> 「 パート 後に続した 策定時 し、パートナーシップ型」いて、このような協定を様々なまちづくりの分野 実績がありますが、今とナーシップ協定」を締 に、「21会議」と市で基本構想・基本計画の

化に努める。 【第8章 (附則) この条例は、 から施行する。

雑則 公布の日

前文 要綱案の主な内容 三鷹市自治基本条例

の解釈及び運用に当たっては、制定並びに法令 条例、規則等 (最高規範性等) この条例は、 市政運営における最高規範であ 他の条例、規則等の

> な措置を請求する権利を有す に係る個人情報の開示及び適正る権利を有するとともに、自己

(市長の實務)市長は、

るために、

基本計画を策定す

民に公表しなければならない。

よう努めるとともに、行政評価 を施策等へ速やかに反映させる く行政評価を実施し、評価結果 るため、適切な目標設定に基づ

に関する情報を分かりやすく市

づくり

や公共サービス提供の担

い手となる協働のまちづくりを

体が相互に連携・協力し、まち

市、市民、事業者等の多様な主

のまちづくり) 市長等は

【第6章 参加及び協働】

パブリックコメント) 市は

(計画の策定過程等)市は、

重要な個別計画の策定に当たっ 本構想、基本計画及びその他の

ては、市民の多様な参加を保障

民参加の実効性を確保し、協定及び実施の過程において、市市民及び市長等は、計画の8

おいて、市計画の策

協働

の議決を経て基本構想を定める

とともに、基本構想の実現を図

つ戦略的な行政運営を行うため

に、市の最高計画として市議会

(基本構想、

基本計画の位置付 総合的

(評価及び監査)市長等は、

ばならない。 向の自治体経営を推進しなけれ

ないように努める。

市長等は、市民会議等の会議

条例等に特別の定め

最大の効果を上げるよう努める の実施に当たり、最少の経費で

及び同時期に多数の市民 く長期にわたって就任す うに留意し、同一の委員分が著しく不均衡になら

の委員に就任することの

とともに、顧客志向かつ成果志

果的かつ効率的な行政運営を図

開する。

があるものを除き、原則的に公

計画的か

私たち三鷹市民は、世界平和

として定めています。 求権などを市民の有する権利 る権利」や個人情報の開示請 情報保護条例で保障する、「知解説」情報公開条例及び個人

(補佐職の設置等) 市長は、 らなければならない。正かつ誠実に市政の運営に当た 自治の理念を実現するため、 として市民の信託に応え、市民 ることを認識し、市政の代表者 位が市民の信託によるものであ 公

役について、その職が市長を補治法の規定に基づき設置する助 明確にするために、助役の呼称 佐し、代理する職であることを を副市長とすることができる。 自

ならない。 長等の考え方を公表しなければ の意見を聴取するとともに、 たり、事前に案を公表し、市民 重要な条例、計画等の策定に当 出された市民の意見に対する市

> 要な情報を取りまとめた資料集 するとともに、市民の検討に必

等の作成を行う。

提

当な事態を是正するために正当 者は、職員が、市の違法又は不 (法令順守、公益通報) 任命権 な通報をした場合、他の法令又

や「基礎用語事典」などが含作成してきた「論点データ集」 まで市が基本計画の策定時に 解説「資料集等」には、これ

> シップの推進に関する協定を締割、責務等を定めたパートナーに、市民及び市長等の双方の役 のまちづくりを推進するため ことができる。

■ 国 行うとともに、関係団体、 等に対して、 制度

る市町村優先の原則に基づき、 行うとともに、関係団体、市民善に向けた取り組みを積極的に 関係の確立が図られるよう、国 の改革) 市は、基礎自治体であ 等と連携協力し、 東京都等との適切な政府間 東京都等との政府間関係 自治基盤の強 政策等の改

【第7章 政府間関係)

る。 を具体的に提示するように努め 達成時期等

に、必要な支援を行う。 ターの環境整備を行うととも 推進するために、市民協働セン

選

いて、その目標値、達成時期等挙公約として掲げる政策等につ 市長選挙に立候補する者は、

(市長選挙に立候補する者等)

18年以上の永住外国人で、引き日本国籍を有する者又は年齢満 添え、その代表者から市長に対 続き3月以上市に住所を有する の者の連署をもって、 て、その総数の五十分の一以上 して住民投票の実施を請求する 市政の重要事項につい 条例案を 引き

の とを目指しています。

(住民投票) 年齢満18年以上の

まちづくりの推進を図 るこ